

令和6年度第3回尾張旭市子ども・子育て会議録

- 1 開催日時
令和6年11月19日（火）
開会 午前10時
閉会 午前11時10分
- 2 開催場所
尾張旭市役所南庁舎2階 201会議室
- 3 出席委員
上村千尋、弘島朋子、水野夏子、清水まさみ、松原美保子、水野寿美代
岡元洋子、安藤郁子、奥山陽史、朝見巳幸
10名
- 4 欠席委員
近藤信綱、谷口礼、志村美栄子 3名
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
こども子育て部長 竹内元康
こども未来課長 山本智子
保育課長 川本英貴
保育課指導保育士 松本真理子
こども課長 塩田駒子
子育て相談課長 二村正篤
保育課長補佐 西尾元伸
こども課長補佐 久野善之
こども未来課こども政策係長 長瀬絵里子
こども未来課こども政策係 村田貴
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 岩室秀典
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 岩田 賢
- 7 議題
尾張旭市こども計画案について
(1) 計画策定に関する今後のスケジュール
(2) 現計画からの変更点
第4章 施策の展開
第5章 子ども・子育て支援事業計画
第6章 計画の推進
(3) 本日の会議内で御確認をいただきたい事項
第4章 施策の展開

第5章 子ども・子育て支援事業計画

8 配布資料

- (1) スケジュールについて資料1
- (2) 尾張旭市こども計画（案）について資料2
- (3) こども・若者等の意見聴取まとめ資料3
- (4) 第4章施策の展開
- (5) 第5章子ども・子育て支援事業計画
- (6) 第6章計画の推進
- (7) 第4章施策の展開に対する御意見について別紙1

9 会議の要旨

(発言者名)	(発言内容)
部長	皆さま、おはようございます。 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 定刻となりましたので、ただ今から、令和6年度第3回尾張旭市子ども・子育て会議を開会させていただきます。 こども子育て部長の竹内です。どうぞ、よろしくお願いします。 それでは、欠席委員について報告させていただきます。 近藤委員、谷口委員、志村委員の3名から本日の会議を欠席される旨の連絡がございました。 本日の出席委員は10名でございますので、過半数（7人以上）の出席をいただいております。従いまして、本会議条例第6条第2項の規定による定足数に達しております。 なお、この会議は公開しておりますので、会議の傍聴席を設けてございます。また、会議録を作成し、市ホームページ等で公表をしてまいりますので、委員の皆さまにはご了承いただきますようお願い申し上げます。 議題に入ります前に、事務局から本日の資料を確認させていただきます。
事務局 (こども未来課係長)	それでは、本日の資料を確認させていただきます。 事前に配布をしました資料として、「次第」が1枚、資料の1から3、そして計画の案の第4章から6章、そして別紙1が1枚、そして本日第2期計画の冊子をお持ちいただいているかと思っております。不足がございましたらこちらでご用意いたします。

	そして本日、当日の机上の配布資料としまして名簿が1枚、席次表が1枚、そして追加資料としてA4サイズの資料が1枚ご用意してありますが不足はありますでしょうか。以上になります。
部長	それでは、以降の会議の進行につきましては、議長であります上村会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。
会長	それでは、これより、私が会議を進めてまいりますので、委員の皆さまよろしくお願いいたします。 今日お配りされている、尾張旭市こども計画の資料の中にもありますように、この度、日本でこどもの権利条約が国連で採択されたのが1989年、そして日本がこの条約を批准してから30年という記念すべき節目の年でもあります。そうした中で、こどもの権利条約を実際にこどもたちが住む、この地域の中に落とし込んでいく作業は、このこども計画のひとつの目標でもあるかと思えます。拝見させていただく中でも今までのものを繋いでいく、広げていくことに加えて磨いていくっていうんですかね、新しく作り出していく、そのような尾張旭にある資源を活用して作り出していくような、磨いていくようなものも含まれているかと思えます。今日はぜひ皆さまと一緒に、この計画を協議していきながら、より良いものになるようにというふうに思っています。 本日の会議につきましては、事前に配布いたしております次第に従い進めさせていただきます。 それでは早速、議題に入ってまいりたいと思います。 議題(1)「尾張旭市こども計画案について」でございます。 初めに、計画策定に関する今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。
事務局 (こども未来課係長)	それでは、議題(1)今後のスケジュールについて説明いたします。資料1をご覧ください。 こちらは、尾張旭市こども計画の策定完了までのスケジュールでございます。今年度第1回会議におきましても大まかなスケジュールはお伝えさせていただきましたが、改めて詳細な進め方を加えてお伝えさせていただきます。 尾張旭市こども計画は第1章～第6章までの構成となっております。こちらの章の内容によって、今後の必要な手続きが変わって参りますので、その点も踏まえてご説明いたします。 1つ目に、子ども・子育て支援事業計画に係る部分でございます。まして、本市の計画では、第5章が該当してまいります。2つ

	目がその他の計画、今回、こども計画に含めるものとした「次世代育成支援対策地域行動計画」、「市町村子ども若者計画」、「市町村子どもの貧困対策推進計画」に係る部分でございまして、本市計画では、第5章を除く部分すべてに該当してまいります。それでは、左欄の「時期」に沿って、上から順にスケジュールをご説明します。 1 1月上旬に、庁内での内容確認としまして、施策の内容について照会を行いました。また、本日の第3回会議に向けて、直前となりご迷惑をおかけしましたが、委員の皆さまに計画書案を配布させていただきました。 そして、本日第3回子ども・子育て会議での御意見をいただきました後に、第5章につきましては、国の基本方針に沿った計画となっているか、また、適切な量の見込みや確保方策となっているかなどの確認のため、県との事前協議を進めてまいります。また、それ以外の章の内容については、本日の会議以降での意見聴取及び引き続き庁内での内容確認を進めて参ります。 そして、いただいた意見に基づき適宜修正を加え、12月20日から1月20日まで、市民の方からの意見聴取として、パブリックコメントを実施します。 なお、いただいた御意見や、今後の庁内での内容確認の結果などを受け、最終的な調製を行い、パブリックコメントに出す計画案を、12月20日までに委員の皆さまへ郵送にてお届けいたします。 その後、2月に予定しております第4回子ども・子育て会議に向けて、会議からの答申内容の調整等を進め、会議での答申を受けまして、3月に計画策定を完了するスケジュールでございします。 本日はこれらのスケジュールを御承知置きいただくとともに、ご質問等ございましたらお答えさせていただきたいと思っております。説明は以上です。
会長	ただ今の事務局の説明について、質問などあればお願いします。 どうでしょうか皆さま、今のこのスケジュールのところを見て、資料1の計画策定に関する今後のスケジュールの資料に沿って説明がありましたけれども、伺った感じではきちんと段階を踏んで無理なくこのスケジュールを進めておられるようにお見受けしました。よろしいでしょうか。

	では次に(2)現計画からの変更点から(4)本日の会議以降にも御意見をいただきたい事項までについて、事務局から説明をお願いします。
事務局 (こども未来課係長)	それでは、議題(2)から(4)までについて説明いたします。 資料２とホチキス留めの第４章の資料、第２期計画の冊子をご用意ください。 第４章は、施策の展開についてまとめてございます。これは、現計画の第７章部分、60 ページ以降になります。 現計画からの変更点の一点目として、資料２の１(1)①現計画ではすべての施策に成果指標を設定していましたが、こども計画では、指標の増減が成果として適していない施策や計画期間中目標値が現状維持となる施策等については、成果指標を設定していません。 すべての施策について、その内容と方向性を記載し、成果指標は一部の施策において設定しています。 変更点の二点目、②現計画では、施策の実施者を記載していますが、すべての施策において、実施者は原則行政であることから、こども計画では、削除しました。 具体的に、現計画とこども計画案を見ながらご説明します。 第２期計画の冊子、61 ページと、第４章の資料の２８ページをご覧ください。 変更点の一点目、第２期計画の 61 ページにありますように、施策ごとに、事業の方向性を「◎新規・拡充事業」または「◎維持・継続事業」でまとめる形は、こども計画でも同様で、第４章の資料、２８ページをご覧くださいとわかるように、施策ごとに「◎新規・拡充事業」または「◎維持・継続事業」でまとめております。 第２期計画では、全ての事業について、表の４列目から６列目にかけて、成果指標と現状値、目標値を記載していました。 こども計画では、第４章の資料２８ページの中央あたり、施策１－３「安心して相談できる環境づくり」の場合、事業の方向性が「◎新規・拡充」のものとして、事業名「こども家庭センターにおける一体的支援の推進」をあげており、その内容欄に事業内容の説明と、成果指標を別枠で入れ込む形で掲載しています。 成果指標を設定しない事業は、その下、「◎維持・継続事業」の

ものとして、事業名「利用者支援事業の継続」をあげており、その内容欄は、事業内容の説明のみとしています。

変更点の二点目、第２期計画では、表の３列目に「実施者」の欄がありますが、こども計画ではこれを削除しています。

なお、ここで、こども計画案の一部変更についてご説明いたします。

第４章の２９ページと、本日机上に配布しております追加資料をご覧ください。

２９ページの施策２－１「妊産婦等への支援」の２事業目に「子育て世帯訪問支援事業の実施」を掲載していますが、こちらについては、事業内容にもありますように、妊産婦だけでなく、ヤングケアラー等も対象者に含まれるため、２８ページの施策１－３「安心して相談できる環境づくり」の事業に変更したいと考えております。

また、３９ページの施策５－１「児童虐待防止対策の充実」について、新規・拡充事業として「ヤングケアラーへの支援体制の推進」を追加したいと考えております。以上が、(1)第４章 施策の展開に係る変更点の説明になります。

続いて、資料２、(2)第５章 子ども・子育て支援事業計画について、ご説明します。第５章の資料をご用意ください。

第５章は、現計画の第８章部分、８８ページ以降になります。

現計画からの変更点の一点目として、資料２(2)①新たに子ども・子育て支援事業とされた事業を追加し、１３事業から１９事業としています。

これは、第２期計画の８９ページと、第５章の資料４５ページの部分になります。

変更点の二点目として、②量の見込みの算出方法を、よりわかりやすい表現に見直しました。

第２期計画の９０ページと、第５章の資料４６～４８ページの部分になります。

量の見込みの算出方法は、現計画とこども計画とで、変更があるわけではなく、どちらも市が実施したニーズ調査の結果や、第２期計画期間中の実績を総合的に勘案し、国の手引きに従い算出しています。

こども計画では、よりわかりやすい表現にしているものです。以上が第５章の変更点の説明になります。

次に、資料 2、(3)第 6 章 計画の推進について、ご説明します。

第 6 章の資料をご用意ください。第 6 章は、現計画の第 9 章部分、100 ページになります。

変更点の一点目、資料 2(3)①こども・若者支援や意見聴取について追記しました。これは、第 6 章の資料真ん中あたりの破線の四角の中、※部分に、「こども・若者、子育て当事者から直接意見を聞く機会を設ける」としている部分になります。

変更点の二点目、②周知方法は、多様な方法とする旨を記載しました。これは、第 6 章の資料上部、「1 計画の周知・理解」の中の、最後 2 行目あたり、「ホームページ、アプリ、情報誌、相談窓口など、多様な方法で、市民や関係団体等へ計画の内容を広く周知します。」としている部分になります。以上が第 6 章の変更点の説明になります。

続きまして、議題の(3)「本日の会議内で御確認をいただきたい事項」について説明します。資料 2 の 2 をご覧ください。

(1)第 4 章 施策の展開について、基本目標ごとの課題の解決に向け、第 2 期計画の進捗状況やこれまでの会議内での御意見、事業所管課における実施意向などを総合的に勘案して、事業の方向性及び施策の内容をこども未来課で調整しました。記載してある施策に関することや追記など、変更が必要な事項などがありましたら、御意見をいただきたいと思います。

また、(2)第 5 章 子ども・子育て支援事業計画について、国が示す基本指針において、市町村が必ず記載することとされている事項を、第 5 章に集約しています。

今後のスケジュールの説明の際にお伝えしましたとおり、この部分がこの後、県との事前協議に係る部分として事務を進めてまいります。

そして、議題(4)「本日の会議以降にも御意見をいただきたい事項」としまして、資料 2 の裏面 3 の(1)第 4 章 施策の展開について、お気づきの点などがありましたら、11 月 29 日までに、別紙 1 により、ご回答いただければと思います。

最後に、資料 3 ですが、こちらは、今年度実施しましたこども・若者の意見聴取として、市ホームページでの意見募集、市長を囲む子ども会議、児童クラブで実施したグループインタビューのまとめと、市内の幼稚園 4 園に実施しましたヒアリングのまとめになります。

これらにつきましては、第 2 期計画の 48 ページから 51 ペー

	ジに掲載しているような形で、こども計画にも記載していく予定です。 繰り返しになりますが、本日は第4章の内容についての御意見・ご質問、第5章や資料3について確認事項があればお願いしたいと考えております。説明は以上です。
会長	ただ今の事務局の説明を受けて、第4章の施策の展開についての御意見や、第5章の子ども・子育て支援事業計画、資料3について確認したいことがあればお願いします。 まずそれぞれ資料をもう一度改めてご覧になった上で、ご質問、御意見等を伺いたいと思います。特に第4章施策の展開に関する意見は、我々委員の方から期日までに意見を提出することが求められているので、それに関することでも構いません。よろしくお願いします。
清水委員	4章の最初のページ、27ページのところで一番下の施策なんですけど、意識啓発として広報、講演会等を通じてとあるんですけど、これってというのは、もう少し出産した方々、多くの方に知らせていくってというのはできるんでしょうか。もしできるのであれば、もう少し広報、講演会よりはもっと知ってほしいなっていうのがあって、理由としては、やはり不登校とか自殺、引きこもり、発達障がい、精神疾患、とにかく増えるか横ばいかっていう状態で、背景は色々あると思うんですけども、親の忙しさ、共働きだったりとか、SNSとか色んな多様な趣味も増えてきていて、育児の方になかなか気が向かない方ですとか、あとそれとは逆にこどもの教育に熱心になりすぎてっていうんですかね、こどもを見ているというよりは、理想のこどもづくりみたいな感じになってしまっている。そういうのを権利条約を通してそれは違うよっていうのを、こどもが小さいうちにとにかくしっかりと親たちに伝えていかないと、今本当に核家族化で教えてくれるおじいちゃんおばあちゃんもいなければ、地域の方たちも本当に交流がない状態で、なかなか会って教えてもらう方が少ないと思うので、なるべく早めにしっかりと伝えていただけたらなと思います。
会長	こどもの権利に関しても、育ちの出発点の時から、こどもの周りの大人も知っている。これはこども基本法の中でも、社会そしてそのこどもと関わる大人社会がこのこどもの権利についてしっかりと知っている。こども当事者を含めてっていうような中でも、この度施策の中で反映はされてはいるんですけども、今の清水委員の御意見に対して事務局の方から何か補足の説明

	がありましたらお願いします。
事務局 (こども未来課係長)	はい、ありがとうございます。今載っている27ページの施策の関係は、おっしゃられるように、どちらかというと小学生以上、ちょっと大きい子たちに向けた、こどもの権利ってこういうものですよ、という説明会みたいなものでしたり、教員向けの研修になっています。生まれたばかりのお子さんをお持ちの保護者を対象にした事業としては今、私が把握している限りでは、どういうものがあるのかわからないので、今いただいた意見を参考に、こちらの内容の中に含められるかをもう一度検討させていただきまして、対象が幅広になるようにということとは御意見としていただきたいと思います。ありがとうございます。
会長	ありがとうございます。他の委員からもお願いします。
安藤委員	30ページの健康診査の実施のところなんですけど、まだ3歳児健診っていうところで終わっているんですけど、こども家庭庁から去年の年末に5歳児健診をやるように下りてきましたよね。5歳児健診は現状どれぐらいの動きで尾張旭はやれるのか、やれないのか。5歳児健診をやると、ここから発達の問題になるんですけど、発達障がいの早期発見、それから5歳児健診で子育て不安があったりうまく育っていなかったりといった3歳児健診で見逃した子たちのリスク、就学する前に学校と連携することによって、多くの学校では1年生で教室から飛び出す子の多さが減るんじゃないかな。あと十数年前からやっている他県での5歳児健診の経験からいくと、不登校がとても少なくなる。学校への適用がすごくよくなるっていうデータが既に出ていて、こども家庭庁の方から5歳児健診をぜひやれというふうに下りてきているんですね。なので、この施策が突然下りてきたので、この計画からは随分斬新に侵入してくる件かなと思うんですけど、これをあんまり見ないふりをして計画を進めてしまっているのかなっていうのがあるので、そちら方面を踏まえて計画の見直し等を少し考えていただいてもいいかなと思います。以上です。
会長	安藤委員ありがとうございます。今出てきました、乳幼児と親の健康の確保の項目の中の健康診査の実施、5歳児が対象になるというような動きの中での計画の御意見をいただきましたけども、これに関しまして事務局の方からご説明等ありましたらお願いします。
事務局	ありがとうございます。こちら現担当課が健康課になります

(こども未来課係長)	けれども、内容については、5歳児健診の話も担当者レベルではあがりました。今の時点で計画にしっかり載せていくかというところは、議論になったようでして最終的にはこの形にしているんですが、計画の5年間の間で中間見直しをして入れるのか、今回の会議の中で委員から御意見があったということを踏まえて、パブリックコメント前にもう一度検討して入れるのか、こちらは担当課ともう一度調整をしたいと思っております。
会長	ありがとうございます。他の委員からもお願いします。
清水委員	28ページの1-2の◎新規拡充事業の「こども・若者からの意見収集」ですけど、これはどれぐらいの回数を実施していくものなのでしょうか。
会長	新しい新規事業ということで、若者からの意見収集の具体的な方法についてのご質問です。お願いします。
事務局 (こども未来課係長)	ありがとうございます。具体的にどういった対象で何回、どういった内容でというのは、正直なところ今の時点ではっきりしたものは、担当課のこども未来課としてはまだ決め切っていない部分になります。おっしゃられるように成果指標みたいな形で何回やりますとかあった方が規模感がわかりやすかったりというのはあるだろうと、こども未来課の中でも議論にはなったんですけど、今回計画を策定するにあたって実施したこどもを対象にしたアンケート、ニーズ調査の回答率が想定より低かったこと等を踏まえて、まずもってアンケート、ニーズ調査の取り方をもう少し工夫しないといけないというのは痛感しているところで、他の自治体も同様に計画を策定しておりますので、その時のこどもを対象にしたアンケートなりニーズ調査の取り方だったり、工夫した点だったりというものも研究をしながら効果的な実施方法をまずは検討したいというところからのスタートになってしまうかなと思うんですが、できるだけ広く対象を取って回答をもらえるような形のものを実施していきたいと考えております。
清水委員	ぜひよろしくお願いします。もう少しいいですか。その上のCAPプログラムの方もちょっと詳しいものがわかれば教えていただきたいんですけども。
事務局 (子育て相談課長)	子育て相談課から回答させていただきます。このCAPプログラムは、自分自身の権利についてわかりやすく伝え、その権利を奪おうとする虐待やいじめ、性暴力等のあらゆる暴力から自分を守るために、こども自身が本来持っている力を引き出すことを目的に、教育委員会の協力のもと、実施しているものに

	なります。毎年、教育委員会と協力して学校の教職員や全小学校の4年生を対象に実施しております。
清水委員	成果としては、そのあとに言ってくるっていうのは。
事務局 (子育て相談課長)	実施後にアンケートを取っております。アンケートの意見としまして、いじめも含めて、嫌なものは嫌であると、相手に自分の気持ちを伝える大切さを学べたという意見を子どもたちからもらっております。
清水委員	実際に解決に繋がっていくような事案は。
事務局 (子育て相談課長)	CAPプログラムを委託している業者から報告を受け、深刻なケースは、学校と相談し、児童相談所につなげる場合もあります。
会長	少し補足の説明を。さきほどあがりました、こども・若者からの意見収集ということで、この度、若者という言葉が入ってくるのはすごく重要な点になります。 そうした意味でもとりわけこどもの意見を聞いていくというのは、こどもの権利条約第12条の中のものでして、そして、こどもの育ちの中で、色んなシステムやサービスを受けるこどもの意見を聞いていくというのはもちろんなんですけど、こうした地域づくりだったり、こどもが育つ街や地域社会でこども自身が当事者として声を発信していく。そのための環境整備であったりっていうことがこの度のこども計画の中にもしっかりと盛り込まれているわけですね。それを具体的に運用していくにあたっては、先ほど事務局からご説明があったとおりです。非常にこれは、多様なアクセスの仕方、対面だけではなくウェブであったりとか、こどもの声をいかに拾い上げていくのか、その手法というのは各自治体が懸命に探って、より良いものとして、ブラッシュアップしていく考えだと思うんですね。これはやはり、こどもの参画、意見を言うだけではなくて、ちゃんと説明をしてもらった上で、そこに参加していくというプロセスも実は重要になります。そうした意味でも場だけを設定して、機会だけを設定して意見を聞くというよりも、様々な計画の中にこどもの権利のことに關してのものが盛り込まれておりますので、包括的な中で子どもたちが自分の権利を知っていく。その権利の使い方のひとつとして、権利の声をあげていくという機会をこのような形で授業として設定されていると私はみております。 そのことと、先ほどのCAPもそうなんですけども自分の心と身体を守る権利意識啓発のプログラムの一環です。「ノー、ラン、

	トゥ」と言います。ノーという、そしてその場から逃げる、そして誰かに伝える、相談する。ここも意見ですよ。なので、そうした意味でも、生きる力、自分自身を大事にする力を育むことが他者を大事にする視点、そういう意味でも権利の教育の一環でもありますし、防災であったりとか、防犯であったりとか、そうした目的もこのプログラムの中には含まれているかと思われます。
清水委員	あと1個だけいいですか。すぐ下の1-3の安心して相談できる環境づくりの新規・拡充事業の中の母子保健機能と児童福祉機能が連携ということなんですけれども、これは学校とかはちょっと違うんですかね。
事務局 (こども未来課係長)	母子保健機能というのが、本市の場合ですと健康課の方で対応している、お子さんが生まれる前、妊娠した時からお子さんが生まれて乳児の期間、児童福祉機能はお子さんが小学校、中学校と大きくなっていった時の今の組織で言うと子育て相談課が対応しているような事業になるんですけども、本市の場合は課がまたがっておりますが、健康課から子育て相談課への連携ですとか、引継ぎですとか当然事業の中でやっています。なので、今の時点でも連携をしているんですけども、今回こども家庭センターというものを令和7年度から整備予定でございまして、こども家庭センターの中で母子保健機能も児童福祉機能も一体となって行っていくというのをこども家庭センターということで整理をしようとしていて、中身は現状とさほど変わらないです。今、課がまたがってはいるものの、連携してやっていることを同じひとつの組織として、こども家庭センターとしてやっていくというのを事業としてあげております。なので、おっしゃられたみたいに教育委員会との連携というところというところだと当然学校等からの連絡であったり連携だったりというのは現状でも必要だった場合は行っているはずなんですけれども、こども家庭センターになっても当然今までと同様に教育委員会との連携は引き継いでいくものになるという認識でありますが、こども家庭センターの中に教育部門が入るかというそういうわけではないので、母子保健機能と児童福祉機能という今とっている相談体制ですとか、サービス体制っていうものを一体として行うということを、こども家庭センターとしてやろうとしています。ただ他の外部の機関ですとか、教育委員会との連携は今まで通りしていくというのは変わらないです。

清水委員	例えば学校を組み込んでしまうみたいのは、なかなか厳しいですよ。あったらいいなと思うところで。ありがとうございました。
朝見委員	今のお話を色々伺いながら、母子健康手帳についてなんですけれども、母子健康手帳は全員に配られるじゃないですか。ですので、母子健康手帳を抜本的に改革して、その中にこどもの権利のこととか、必要な色んなことをもっと網羅できるような、産前産後だけではなく、こどもが大人になるまでしっかり使えるような母子健康手帳に改革するといいんじゃないかと感じました。 今、こども未来課の方で祖父母手帳というのも制作していただいているように、市町村によっては父子手帳というのも発行されている自治体があると確か聞いたので、やはりこどもが生まれる前からだんだん成長して若者になって、自立するまで網羅できるような手帳があったらお父さんも持って、お母さんも持って、祖父母も持ってそれぞれの立場でこどもが大人になるまで見守っていけるような、そんなものがあったらいいなと皆さんのお話を伺って感じました。
会長	ありがとうございます。母子健康手帳の中身の盛り込むべきことの見直しといいますかね。先ほどの乳幼児を育てるこどもの権利の伝え方と言いますか、体罰によらない子育てっていうのはこども家庭庁の中で出ていますよね。それはより良い子育ての社会を目指してっていうそういうリーフレットの的なものはこども家庭庁から発信はされていますけれども、虐待防止のものと前のところの体罰としつけの違い、そしてこども一人ひとりの尊厳を大切にというのは、メッセージ的なもの、虐待防止っていうような強いメッセージではなくて、一人ひとりのこどもたちを大切にする、そして体罰としつけは違いますっていうようなところも含め盛り込めるといいのではないかと。保護者自身が色んなアンテナを張っていれば、色んなところから情報をキャッチできるんですよ。だけどバラバラに発信されているものが多い中で、とりわけ、忙しくて一生懸命になっている親御さんたちに向けては情報が集約されている方が、より活用されるのではないかという御意見だと受け止めました。 皆さんどうでしょうか。さきほど弘島委員もうなずいていらっしやいましたけれども。
弘島委員	皆さんの意見を聞かせていただいて、色々思うことが、根本的なところっていうのを根幹からいかないと何も変わらないの

	かと。清水委員が先ほどおっしゃられた、もうちょっと学校が食い込んでいけるようになるとか、そういったこととかも、やはり核家族化が進んだりとかして、隣近所の人たちともコミュニケーションが取れないとか、コミュニケーション的な問題であったりとか、なんともまとめづらいところではあるんですけど、先ほど朝見委員がおっしゃられた情報といったところで母子健康手帳をもっと幅広く使えるようになるのってすごくいいことだと思うんですけど、でもやはり本当にスタートのところに原点回帰っていうのをしていかないと変わらないのかなと。すごくいい意見だけど歯がゆいなっていうところですね。 私自身もコミュニティスクールとかそういうことやっていくと色んな面で変わってくるんじゃないかなっていうので、コミュニティスクールは結局今機能が出来ない状態っていうのが現状なんですよ。そういったところも積極的に市がやってくれたらいいんじゃないかなって、これは希望なんですけども、なかなか難しいですね。 はじめて来てどんなことをやっているんだろうとちょっと把握が出来ていないので、あまり大したことは言えないんですけど、やはり根本的なところからざっくりいった方がいいかなというのが私の思いです。ありがとうございます。
会長	市民としての率直な意見をありがとうございました。
水野(夏)委員	大きな括りの意見になってしまうんですけども、尾張旭市は健康都市っていう宣言をしているというのは割と皆さん知っていらっしゃる。それと同じぐらいこどもの権利について、市民の皆さんに知ってもらうようにできないかなと思っています。 親御さんの中にはしつけだと思って一生懸命頑張ってやってらっしゃることが、実はそれちょっと虐待ですよお母さん、みたいなところもあったりして、子育てを一生懸命やっているんだけど、ちょっと方法が違うとか認識が違うっていうこともやっぱりまああるものですから、何かのタイミングでこどもの権利のことを伝えとか、こういうことは虐待に繋がっていきますよって教えてもらって、はっとする方もやっぱりいらっしゃるんで、どこかのタイミングでそういうことをお伝えするチャンスがあったらいいのかなと思いました。 それが小学校入学のタイミングなのか、それとももうちょっと早く保育園とか幼稚園入園なのか、何歳児健診みたいな時なのか、そういったチャンスを狙って、書面などで、尾張旭市ではこどもの権利のことだったり、こういった施策をしています

	よ、と伝えるタイミングを考えてみてはどうかと思っています。
会長	水野委員、貴重な意見をありがとうございます。情報がたくさん流れている中で、必要な人は自ら情報をキャッチするはずなんですけど、やはり子育てっていうチャンネルから入る人はいっぱいいると思うんですけど、権利っていうチャンネルから入っていく人はそんなに多くない。そして人権となると、また別の観点から入ってくる。だけど子育てっていうことと、こどもっていうことと、健康っていうことと、そして権利っていうのは、同じチャンネルの中で、本当は同じひとつのものとして、子育てにあたる親でもそうですし、こどもに関わる人も、すべて同じものとして捉えて、こどもを育てたり、こどもに関わっていくっていうことが大事だということをメッセージとして伝えていけるということが市の役割でもあるかと思うんですよね。そういう観点から水野委員がご発言いただいたかと私は思っております。ありがとうございます。 どうでしょうか。他にありますでしょうか。全体的なことでも構いません。
安藤委員	水野委員の発言にすごく感動したんですけども、やはり日々の診療の中でお母さんやこどもに対応していると、非常に情報をキャッチする能力があって、ものすごい情報量を持っているお母さんと、本当に何も知らないお母さんがいるんですね。今インターネットの時代で、ちょっと調べればいくらでもわかるでしょうっていうことがよくわからないっていう。 すごく幅広く人に伝えることの難しさを日々痛感しているんです。 そして、みんなに知ってほしい大事な情報っていうのは、やはり保護者とこどもが集まる場所で、割とこまめにやっていかないとなかなか伝わらないし、今お母さんたち字を読まないんですね、なので、保護者の方たちに伝えようと思うと幼児教室とかパパママ教室とか乳幼児健診とか就学児健診のちょっとしたところで長時間ではなくて、短時間にまとめて刷り込んでいくっていうのがやっぱり必要なのかなと思いました。
会長	ありがとうございます。
朝見委員	今悲しいことについていうのかな、17歳、18歳で妊娠して出産する子たちもたくさんいるわけですよね。ひょっとすると、元々のご家庭がやっぱり虐待とか色々な問題があるご家庭の子たちが学校に行かなくなったり、街で遊んだりしながら自分こ

	そはいい家庭、家族を持ちたいということで、本当にそのためには、いい子育てをして、こどもを愛して育てようと思っている子たちがまた虐待をしたりとか不適切な養育をしてしまうという連鎖がとて多く、すべてではないんですが、そういうことがあると思うんですね。 また戻ってしまうんですけども、権利のことを保育園、幼稚園、小学校、その時でもわかるので、そういう学校教育の中でまだ学校へ来ているうちっていうと、変な言い方なんですけれども、尾張旭のことではないかもしれませんが、私が話しているのは都会の話かもしれませんが、学校から離れてしまってそういう生活をしている子たちが日本中にはたくさんいるので、まだ学校に来ている中学年、高学年になる前ぐらいにしっかりとそういった権利を教えていただけると嬉しいなと思います。
会長	権利を伝えていく連続性っていうんですかね。連続的にこどもの育ちに合わせてと言いますか。そういう御意見、ありがとうございます。 これは私の質問になるかもしれませんが、新規事業のこども家庭センターの中での児童福祉機能と母子保健機能の一体化の中で、若年出産、特定妊婦ということで新しい制度の支援事業がスタートしていますよね、そうしたものも盛り込まれるという認識でよろしいでしょうか。
事務局 (こども未来課係長)	リスクのある、というところでいうと、特定妊婦も事業の中に入っております。
事務局 (子育て相談課長)	若年での出産や喫煙などをハイリスク妊婦、特定妊婦として、健康課の母子保健で把握しております。 子育て相談課と母子保健とで連携し、新生児訪問や赤ちゃん訪問という事業を通して、心配な家庭を把握、確認しております。出産時から就学してからも、子育て家庭に寄り添って引き続き支援していく体制をとっています。 また、健康課の方で子育て応援ナビというアプリを作っております。母子健康手帳の交付時に子育て応援ナビの登録案内をしており、色んな情報を配信しています。その中で虐待、こどもの権利を含めて情報を発信していくことも大事であるということを各委員さんの意見をお聞きして思いました。
会長	より具体的なお説明いただきありがとうございます。またさっきの特定妊婦の件も、切れ目のない支援というか予防と見守りとそのような取組についての説明がありました。ぜひそれを

	実現、推進していくように願っております。ありがとうございます。
水野(寿)委員	私は学童クラブを運営しておりまして、学童クラブ連絡会の代表として出席させていただいております。様々な計画があって、とても幅広い計画を色んな方面からいただいているのが本当によくわかって、私たちが担っている部分は本当に一歩なんだなっていうのを痛感しました。今回皆さんのお話を聞いてそう思ったんですけど、逆にこどもたちの隣にいるのは私たちだということで、こどもたちとともに保護者さんともお話ができる立場にあるっていうところは、もっともっと大きな責任を持って、そういう部分を担っていかないといけないと痛感したところであります。 その中で現状、今ちょうど来年度に向けて皆さんを受け入れる体制をこども課さんとともに公設公営の児童クラブさんと民設民営の学童クラブが一体となって待機が出ないような形で、どちらかで放課後の居場所を確保できるようになっていうところで、常にこども課さんと相談をしながら進めているところなんですけども、でも現状は、地域性もありますが、厳しい地域もあります。この資料の中で施策4にこどもの居場所のところで◎新規・拡充事業の「児童・学童クラブの充実」のところに数字まで挙げていただいております、児童クラブ・学童クラブの定員数はこれで見ると、100人多くなっているんですけども、現状、児童クラブさんが各小学校にひとつずつ、9施設と、民間が7施設、全部で16施設あるところで、それを平均化して割ってはいけないんですが、割ってしまうと非常に少ない人数の増になっているところで、もっともっと私たちはニーズがあるんじゃないかというような、地域性もありますけども、これだけの増では賄えないじゃないかという不安があります。現状、近々保育園も2施設新設されることも聞いておりますし、その後のこどもたちの居場所っていうことを考えると、100人の増で賄えるのかなっていうような不安を覚えます。 そんなところはどういう感じでしょうか。
会長	ありがとうございます。今のご質問に対して事務局の方から説明をお願いします。
事務局 (こども課長)	先日新聞にも女性の方の就労がすごく増えているという記事があり、昔に比べると若いお母さんたちがしっかり働くという方が増えて、こどもがちょっと減ったとしても、こどもを預けたいお母さんが多いというのは重々承知しております。

	この数字については、今現在の見通しにより、計画的に整備していく数字を入れさせていただいています。ただ待機が出ないようにするというのがこども課としては、使命感を持ってやらせていただいておりますので、その時に応じて待機が出るところにおいては、なんとか対応できるように全力で頑張っていきたいと思います。
会長	ありがとうございます。 皆さん活発な御意見をいただきありがとうございました。 それでは、次第の3「その他」について、事務局から、他に何かありますでしょうか。
事務局 (こども未来課係長)	今回の開催日程について連絡いたします。 第4回会議は、2月に開催を予定しております。今年度最後の会議となる予定です。来月、日程調整をお願いしたいと思いますので、御多忙の中恐れ入りますが、ご協力いただきますようお願いいたします。 事務局からの連絡は以上です。
会長	本日は、長時間に渡ってご議論いただきありがとうございました。 これをもちまして、令和6年度第3回尾張旭市子ども・子育て会議を閉会いたします。 皆さま議事進行にご協力いただき、大変ありがとうございました。